

「平成 24 年度事業報告」

1. 会議の概要

(1) 定時総会

平成 24 年 6 月 12 日 (火) 午後 3 時～4 時 財団法人フォーリン・プレスセンター会見室において定時総会を開催し、次の議案を審議決定した。

- 第 1 号議案 平成 23 年度事業報告書承認の件
- 第 2 号議案 財務諸表・財産目録・収支決算書承認の件
- 第 3 号議案 理事選任
- 第 4 号議案 会長・副会長選任
- 第 5 号議案 監事選任
- 第 6 号議案 法人移行申請と移行に伴う新定款および公益事業の件
- 第 7 号議案 平成 24 年度事業計画書の承認
- 第 8 号議案 平成 24 年収支予算の承認

臨時総会

平成 24 年 11 月 27 日 (火) 午後 3 時～3 時半 米州開発銀行アジア事務所において臨時総会を開催し、次の各議案を審議決定した。

- 第 1 号議案 定款第 2 条の変更の件
- 第 2 号議案 内閣府公益認定等委員会事務局の指摘による定款変更の件

(2) 理事会

平成 24 年 6 月 12 日 (火) 午後 2 時～3 時 財団法人フォーリン・プレスセンター会見室において第 69 回理事会を開催し、次の議案を審議決定した。

- 第 1 号議案 平成 23 年度事業報告書承認の件
- 第 2 号議案 財務諸表・財産目録・収支決算書承認の件
- 第 3 号議案 平成 24 年度事業計画書の承認
- 第 4 号議案 平成 24 年度収支予算の承認
- 第 5 号議案 総会に付する事項 (①法人移行申請と移行に伴う新定款および公益事業 ②理事選任 ③会長・副会長選任 ④監事選任) の件

平成 24 年 6 月 12 日 (火) 午後 4 時～4 時 20 分 財団法人フォーリン・プレスセンター会見室において第 70 回理事会を開催し、次の議案を審議決定した。

- 第 1 号議案 常任理事の決定
- 第 2 号議案 平成 24 年度事業計画および収支予算詳細の確認

平成 24 年 12 月 6 日 (木) 16:30~17:30 三菱商事 (株) 会議室において第 71 回理事会を開催し、次の議案を審議決定した。

第 1 号議案 平成 24 年度の決算見通し

第 2 号議案 内閣府への一般法人化申請

第 3 号議案 会員勧誘の方針

第 4 号議案 協会 Web サイト、時報、イベントの運営方針

第 5 号議案 会員規定と会費規定の制定方針

平成 25 年 3 月 29 日 (金) 16:30~17:30 三菱商事 (株) 会議室において第 72 回理事会を開催し、次の議案を審議決定した。

第 1 号議案 平成 25 年度事業計画および予算

第 2 号議案 平成 24 年度の決算見通し

第 3 号議案 会員勧誘状況と今後の方針

第 4 号議案 バーチャル研究所設立の具体案

第 5 号議案 ウェブサイト、時報、イベントの現状と今後

(3) 常任理事会

原則として毎月末に常任理事会を開催し、各種会務に付いて審議・協議した。

平成 24 年度は常任理事会を 15 回実施した。

2. 会員の動向

会員名簿の整備をすると共に 2012 年 6 月から会員数を増やす為の活動を強化した。

(1) 法人会員

平成 25 年 3 月 31 日現在 63 社 (前年比 21 社増)

(2) 個人会員

平成 25 年 3 月 31 日現在 161 人 (前年比 66 人増)

(3) 国別会員

平成 25 年 3 月 31 日現在 7 団体 (前年比 2 団体増)

(4) 在外会員

平成 25 年 3 月 31 日現在 17 人 (前年比 8 人増)

3. 事業の概要

日本とラテンアメリカ諸国との間の経済、技術、文化などの協力提携の緊密化をはかり、もって友好親善関係の増進及び相互の繁栄に寄与するために、以下の事業を实

施した。

(1) 研究・調査事業

ラテンアメリカに関する政治、経済、文化などの各種資料を収集するほか、各種講演会、セミナーなどに積極的に出席し調査を行った。

(2) 出版刊行事業

『ラテンアメリカ時報』2012年春号より、2012/13年冬号まで発行した。

- a. 2012年春号特集記事 ブラジル
- b. 2012年夏号特集記事 ラテンアメリカ環太平洋経済とTPP
- c. 2012年秋号特集記事 ラテンアメリカの都市問題
- d. 2012/13年冬号特集記事 ラテンアメリカと米国

(3) インターネットを通じた情報提供

協会ウェブサイトならびにメーリングリストを通じて、ラテンアメリカ関係の論文・資料、ニュースおよび解説、イベントやセミナー情報などを提供した。特に、ウェブサイトの機能強化の為にスタディを実施、短中期的な改善に取り組む方針を策定した。また、外務省から新たに次の資料の提供を受け、ウェブサイトの内容の充実を図った。

- a. 2011年版中南米諸国便覧
- b. 「世界の中のラテンアメリカ」
- c. ニュース・トピック（在外公館よりの現地紙からの情報）

(4) 主催・共催・後援イベント等外務省、IDBアジア事務所、海外投融資情報財団(JOI)、在日ラテンアメリカ諸国大使館、ペルー協会などの地域二国間団体や青山学院大学と連携し様々な種類のイベントを企画した。

2012年：

- 7月25日 第1回ラテンアメリカ関連団体連絡会議
- 9月10日 外務省にて行われた在京中南米諸国大使会議 GURLAC に参加し、意見交換および要望を聴取
- 10月11日 世界銀行 Tuluy 副総裁との懇談会
- 10月18日 外務省山田中南米局長講演「進化する中南米と日本外交」
共催：日本ブラジル中央協会、日本ペルー協会、日本チリー協会
- 10月23日 マルティネリ パナマ共和国大統領、ルクス外務大臣、ロイ運河担当大臣ほか同国来日メンバーとの懇談会
主催：日本パナマ企業交流会
後援：ラテンアメリカ協会
- 10月30日 Sargent & Krahn 法律事務所パートナー Juan Pablo Egaña 氏によるセミナー「チリの法律実務 - 他の南米諸国との比較も交えて」

- 後援：米州開発銀行アジア事務所（IDB）
- 10月30日 第2回ラテンアメリカ関係団体連絡会議
- 11月16日 コスタリカ エネルギー環境大臣（Dr. Rene Castro）セミナー
「フューチャー・シティとグリーン成長」
主催：駐日コスタリカ大使館
後援：ラテンアメリカ協会
- 11月28日 「ラテンアメリカにおける食糧ビジネス」セミナー
共催：海外投融資情報財団（JOI）
後援：国際協力銀行（JBIC）、米州開発銀行アジア事務所（IDB）
- 12月5日 「アンデス3か国の今－帰国大使（渡邊利夫ボリビア、鈴木一泉コロンビア、今井治エクアドル）の最新報告－」セミナー
後援：米州開発銀行アジア事務所（IDB）

2013年：

- 1月24日 帰国大使の最新報告「キューバの今」 西林万寿夫大使
後援：米州開発銀行アジア事務所（IDB）
- 1月27日 CARICOM（アンティグア・バーブーダ、セントビンセント、バルバドス、ドミニカ国、ジャマイカ、ベリーズ）若手外交官との懇親会
協力：米州開発銀行アジア事務所（IDB）
- 2月6日 第3回ラテンアメリカ関係団体連絡会議
- 2月27日 ALADI 次長とのラウンドテーブル
- 3月7日 目賀田周一郎メキシコ大使、三輪 昭ブラジル大使、山田 彰中南米局長講演会「米州の今－大使の最新報告」
後援：米州開発銀行アジア事務所（IDB）
- 3月20日 チリ：モアイ像除幕式
後援：ラテンアメリカ協会
- (5) 特例民法法人から一般社団法人への移行
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に準じ定款変更等の作業を行い、2013年2月1日に内閣府より2013年4月1日付けを以って一般社団法人に移行が認可された。
- (6) 事務所移転
千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル120A（1階）に事務所を移転、外務省やIDBアジア事務所にも近く、業務遂行がスムーズに行えるようになった。また、事務所が週日オープンする事により、会員の勧誘および企業相談やマスコミなどからの問い合わせへの対応が出来るようになった。

(7) 受託事業

2012年10月19日外務省入札の「中南米文化無償の評価」プロジェクトに三菱総研と共に参加したが、失注した。

(8) その他

- a. 一般財団法人ニッポンドットコムに「ビジネスから見た日本とラテンアメリカ」を寄稿（有償）した。
- b. パンフレット を更改し、会員獲得の為に広く配布した。
- c. 英語、スペイン語、ポルトガル語による協会名を下記の通り統一した。

Japan Association of Latin America and the Caribbean (JALAC)

Asociación Japonesa de América Latina y el Caribe (AJALAC)

Associação Japonesa de América Latina e o Caribe (AJALAC)

以上

貸借対照表(案)

平成 25年 3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,712,242	2,184,132	1,528,110
前払金	20,000	0	20,000
前払費用	159,180	0	159,180
仮払金	25,415	2,056	23,359
流動資産合計	3,916,837	2,186,188	1,730,649
2. 固定資産			
(1) その他固定資産			
差入保証金	606,400	0	606,400
その他固定資産合計	606,400	0	606,400
固定資産合計	606,400	0	606,400
資産合計	4,523,237	2,186,188	2,337,049
II. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	9,183	5,884	3,299
未払金	77,869	76,720	1,149
前受金	5,760	0	5,760
前受会費	3,222,000	1,884,000	1,338,000
流動負債合計	3,314,812	1,966,604	1,348,208
負債合計	3,314,812	1,966,604	1,348,208
III. 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
正味財産合計	1,208,425	219,584	988,841
負債及び正味財産合計	4,523,237	2,186,188	2,337,049

正味財産増減計算書(案)

平成 24年 4月 1日から 平成 25年 3月31日まで

(単位 : 円)

科目	当年度	前年度	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 法人会費収入	5,495,000	2,235,000	3,260,000
② 個人会費収入	1,416,000	1,064,000	352,000
③ 事業収入	294,850	214,240	80,610
④ 受託調査・セミナー収入	426,000	29,500	396,500
③ 雑収入	42,337	442	41,895
受 取 利 息	337	442	△ 105
雑 収 入	42,000	0	42,000
経常収益計	7,674,187	3,543,182	4,131,005
(2) 経常費用			
① 事業費	2,621,666	2,693,596	△ 71,930
諸 謝 金	688,260	707,425	△ 19,165
印 刷 費	1,414,623	1,520,925	△ 106,302
通 信 費	394,400	423,636	△ 29,236
旅 費 ・ 交 通 費	3,240	15,220	△ 11,980
雑 費	121,143	26,390	94,753
② 管理費	4,063,680	1,424,985	2,638,695
諸 謝 金	1,318,584	515,400	803,184
借 室 光 熱 費	1,795,224	480,000	1,315,224
旅 費 ・ 交 通 費	206,980	91,080	115,900
備 品 費	149,155	0	149,155
公 租 公 課	70,000	70,000	0
雑 費	523,737	268,505	255,232
経常費用計	6,685,346	4,118,581	2,566,765
当期経常増減額	988,841	△ 575,399	1,564,240
当期一般正味財産増減額	988,841	△ 575,399	1,564,240
一般正味財産期首残高	219,584	794,983	△ 575,399
一般正味財産期末残高	1,208,425	219,584	988,841
II 正味財産期末残高	1,208,425	219,584	988,841

財務諸表は、公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に準拠して作成している。

1 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

財 産 目 録 (案)

平成 25年 3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	13,692		
普通預金			
三菱東京UFJ銀行 渋谷支店	3,698,550		
前払金			
ラテンアメリカ時報25年春号原稿料	20,000		
前払費用			
25年4月家賃 三菱地所ビルマネジメント	159,180		
仮払金			
源泉所得税 麹町税務署	25,415		
流動資産合計		3,916,837	
2. 固定資産			
(1) その他固定資産			
差入保証金			
事務所敷金 三菱地所ビルマネジメント	606,400		
固定資産合計		606,400	
資産合計			4,523,237
II. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金			
源泉所得税 従業員	9,183		
未払金			
電話料金 N T T ファイナンス	7,869		
法人税等 千代田都税事務所	70,000		
		77,869	
前受金			
ラテンアメリカ時報25年度分	5,760		
前受会費			
法人会員 46件	2,330,000		
個人会員 114件	892,000		
	3,222,000		
流動負債合計		3,314,812	
負債合計			3,314,812
正味財産			1,208,425

収 支 計 算 書 (案)

平成 24年 4月 1日から 平成 25年 3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①法人会費収入	4,750,000	5,495,000	△ 745,000
②個人会費収入	1,360,000	1,416,000	△ 56,000
③事業収入	300,000	294,850	5,150
④受託調査・セミナー収入	100,000	426,000	△ 326,000
③雑収入	400	42,337	△ 41,937
受 取 利 息	400	337	63
雑 収 入	0	42,000	△ 42,000
事業活動収入計	6,510,400	7,674,187	△ 1,163,787
2. 事業活動支出			
①事業費	2,000,000	2,621,666	△ 621,666
諸 謝 金 支 出	435,000	688,260	△ 253,260
印 刷 費 支 出	1,180,000	1,414,623	△ 234,623
通 信 費 支 出	375,000	394,400	△ 19,400
旅 費 ・ 交 通 費 支 出	0	3,240	△ 3,240
雑 費 支 出	10,000	121,143	△ 111,143
②管理費	3,603,000	4,063,680	△ 460,680
諸 謝 金 支 出	1,145,000	1,318,584	△ 173,584
借 室 光 熱 費 支 出	1,775,000	1,795,224	△ 20,224
旅 費 ・ 交 通 費 支 出	167,000	206,980	△ 39,980
備 品 費 支 出	90,000	149,155	△ 59,155
公 租 公 課 支 出	70,000	70,000	0
雑 費 支 出	356,000	523,737	△ 167,737
事業活動支出計	5,603,000	6,685,346	△ 1,082,346
事業活動収支差額	907,400	988,841	△ 81,441
II 投資活動収支の部			
差 入 保 証 金 支 出	606,400	606,400	0
投資活動支出計	606,400	606,400	0
投資活動収支差額	△ 606,400	△ 606,400	0
当期収支差額	301,000	382,441	△ 81,441
前期繰越収支差額	219,584	219,584	0
次期繰越収支差額	520,584	602,025	△ 81,441

収支予算書及び収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に準拠して作成している。

1 重要な会計方針

(1) 資金の範囲について

現金預金、前払金、前払費用、仮払金、預り金、未払金、前受金、前受会費を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載する通りである。

(2) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	2,184,132	3,712,242
前 払 金	0	20,000
前 払 費 用	0	159,180
仮 払 金	2,056	25,415
合 計	2,186,188	3,916,837
預 り 金	5,884	9,183
未 払 金	76,720	77,869
前 受 金	0	5,760
前 受 会 費	1,884,000	3,222,000
合 計	1,966,604	3,314,812
次期繰越収支差額	219,584	602,025

3 予算額と決算額との増減が著しい科目

①法人会費収入の予算額と決算額との差異△745,000円は、会員数が見込みよりも増加したことによる。

②受託調査・セミナー収入の予算額と決算額との差異△326,000円は、当初計画よりも積極的にセミナーを開催したことによる。

ラテンアメリカ協会 定款の変更

第3号議案 定款一部変更

1. 提案理由

財団法人に関わる記述があった為、この文言を削除する。

2. 変更の内容

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現定款	変更案
<p>第26条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>	<p>第26条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の規定による賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>

第 4 号議案

理事辞任に伴う理事選任に関する件

ラテンアメリカ協会定款第 5 条で規定する国別団体の「日本ペルー協会」の「権利を行使する者 1 名」の変更に伴い下記理事より辞任の申し出があり、その後任を選出するもの。

辞任理事 崎長 保英

新任理事 前川 弘幸

但し、一般社団法人ラテンアメリカ協会定款第 23 条第 3 項に基づき、新役員の任期は前任者の任期の満了する時（平成 26 年度総会の終結）までとする。

第5号議案

ラテンアメリカ協会研究所「ラテンアメリカ・カリブ研究所」設置準備案

1. 形態： 理事会の下にヴァーチャル研究所として設置する。将来的には固有の部屋と設備および専従の研究所員を有する本格的な研究所の設置を目指す。
2. 趣旨： ラテンアメリカおよびカリブ海諸国（以下、ラテンアメリカ）、同地域統合体と対日関係を含めたラテンアメリカの国際環境に関する現状分析および5年程度までの中期の分析を行う。分析の手法としては、アカデミックな成果を利用するが、学術研究を主体とした研究所とは差異化させる。
3. 活動内容：
 - 1) 若手研究者の養成（4を参照）
 - 2) 機関誌『ラテンアメリカ時報』およびホームページへの内容面からのサポート
 - 3) プロジェクト受注におけるチーム編成
4. 研究員：
 - 1) 任期終了に伴い帰国した在外公館等の専門調査員クラスの人材で所属籍を有しない者に「研究員」（無給）の肩書を付与する。ただし最長3年までとする。
 - 2) ラテンアメリカ研究を専門とする博士後期過程修了者で、指導教員を含め3人（うち1人は当協会会員）の推薦を得た者に「研究員」（無給）の肩書を付与する。ただし最長3年までとする。
 - 3) いずれも常務理事会が研究・調査歴等を審議のうえ選任する。
5. 運営：
 - 1) 会長が理事の中より「研究所長」（無給）を任命する。
 - 2) 運営は当面「常務理事会」が直接行う。
 - 3) 事務は事務局が執り行い、経費は事務局経費の中で賄う。
6. 開設準備
 - 1) 「設置準備案」（本文書）を固める。
 - 2) 「ラテンアメリカ・カリブ研究所規程」および「研究員選考基準」の策定。策定に当たっては外務省等関連機関との意見交換を進める。
 - 3) 2013年度6月総会・理事会において「設置準備案」、「ラテンアメリカ・カリブ研究所規程」、「研究員選考基準」および所長人事の承認を受ける。
 - 4) 研究員の選考作業開始：2013年6月より広報→公募→随時選考の形で進める。
7. 外国語名称

英語 Institute for Latin American and the Caribbean Studies (ILAC)
 スペイン語 Instituto de Estudios Latinoamericanos y del Caribe (IELAC)
 ポルトガル語 Instituto de Estudos Latinoamericanos e do Caribe (IELAC)

以上

第5号議案

ラテンアメリカ協会「ラテンアメリカ・カリブ研究所」規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、ラテンアメリカ協会定款第4条2項に基づき、ラテンアメリカ協会ラテンアメリカ・カリブ研究所（以下、「研究所」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 研究所は、ラテンアメリカおよびカリブ海諸国（以下、ラテンアメリカ）、同地域統合体と対日関係を含めたラテンアメリカの国際環境に関する現状分析および5年程度までの中期の分析をすることを主たる目的とする。

（事業）

第3条 研究所は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）ラテンアメリカに関する情報収集、資料の整備及び研究
- （2）若手研究者の養成
- （3）機関誌『ラテンアメリカ時報』およびホームページの内容充実
- （4）プロジェクト受注の際のチーム編成

（構成）

第4条 研究所は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）所長
- （2）所員
- （3）研究員
- （4）客員研究員

2 所員、研究員、客員研究員の選考基準は別途定める。

（所長）

第5条 所長は、協会会長が協会理事から選出し、これを任命する。

- 2 所長は、所務を統括し、研究所を代表する。
- 3 所長の任期は、2年とする。
- 4 所長は常務理事会の構成員とする。

（運営）

第6条 研究所の運営は常務理事会が当たる。

（事務局）

第7条 研究所の事務は、協会事務局が所管する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 研究所の体制が整備された段階で規程内容を再度協議し必要があれば改定する。
- 2 この規程は、2013年6月5日に制定し直ちに施行する。

第5号議案

ラテンアメリカ・カリブ研究所研究員内規（案）

（目的）

第1条 この規程は、ラテンアメリカ協会「ラテンアメリカ・カリブ研究所」規程第4条で定められた研究員の選考基準およびその権限・職務を定めるものである。

（定義）

第2条 研究員は次の各号に掲げる者をいう。

- （1） 任期終了に伴い帰国した在外公館等の機関の専門調査員に相当する者で所属籍を有しない者
- （2） ラテンアメリカ研究を専門とする博士後期過程修了者で、引き続きラテンアメリカ関係の調査・研究を希望する者
- （3） その他、上記2項の者と同等の能力がある者

（申請・選考）

第3条 研究者になろうとする者は次の各号に掲げる書類をもって申請を行う。選考はラテンアメリカ協会常務理事会が当たり、採用は会長名で行う。

- （1） 履歴書
- （2） 推薦書。第2条（1）の者については帰任前の職務関係者の推薦状2通。（2）の者については指導教員を含め3人（うち1人は協会会員）の推薦を得た者
- （3） 研究計画書（指定様式にもとづく）

（採用時期・期間）

第4条 研究員の採用時期は随時とし、協会所属期間は最長3年とする。期間の更新は認めない。但し、常勤職を得た場合は、当該年度末に研究員を辞することとする。

（報酬・権利）

第5条 研究員には次の各号に掲げる諸条件が付与される。

- （1） 研究費・交通費・報酬を支給しない
- （2） ラテンアメリカ協会ラテンアメリカ・カリブ研究所研究員の肩書を付与する。
- （3） ラテンアメリカ協会が運営するウェブの利用およびメールアドレスの利用権を付与する。
- （4） 協会が主催するシンポジウム等のイベントの参加（有料の場合もある）
- （5） 協会主催のシンポジウム等の講師として参加した場合および受託調査等に関係した場合には、その事業に関わる予算より経費および報酬等を支給する。
- （6） その他常務理事会が認めた事項

2 研究所外での活動は妨げない。ただし、研究員の身分を利用して活動する時は速やかに所長に報告しなければならない。

（研究員の義務）

第6条 研究員は次に掲げる義務を負う。

- (1) 年に1回、本人の専門分野をテーマとした研究報告等を執筆し、内容および必要に応じて『ラテンアメリカ時報』ないしはホームページに掲載すること。
- (2) 協会が主催するシンポジウム、セミナー等の事業に協力すること。
- (3) 協会が受託した調査研究プロジェクトに必要なに応じて協力すること。

2 協会発行の印刷物およびホームページを除き、研究員が発表した研究成果は本人に帰属する。

(身分の取り消し)

第7条 研究員が協会および研究所の名誉を毀損する行為をしたと常務理事会が認定したときは、協会は研究員の身分取り消しの処分をすることができる。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年6月5日に制定し同日施行する。

第6号議案

一般社団法人ラテンアメリカ協会 会員規程 (案)

(目的)

第1条 一般社団法人ラテンアメリカ協会(以下「法人」)は、定款第3章の規程に基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人に以下の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した法人及び個人。法人にはラテンアメリカの特定国を対象として設立された国別団体を含む。
 - (2) その他以下の会員を置くことができる。
 - ① 名誉会員 この法人の事業遂行上特別の功労があつた者で理事会に推薦された者
 - ② 賛助会員 この法人の目的に賛同する者で理事会が入会を認めた法人及び個人
 - ③ 在外会員 この法人の目的に賛同する海外在住者で理事会が入会を認めた法人及び個人
- 2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。法人たる正会員は会員権を行使する者1名を本会に通知しておかなければならない。

(会員の権利)

第3条 会員は次の権利を有する。

- (1) 正会員は総会に出席して議決権を行使することができる。
- (2) 正会員は役員に選任されることができる。

(会員の義務)

第4条 会員は次の義務を負う。

- (1) 会員は定款および総会の決議を守らなければならない。
- (2) 会員は定款第7条に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の取得)

第5条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は入会時及び毎年、会員総会において別に定める会費規程により会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第11条 この規程は、総会の決議により改正することができる。

第6号議案

一般社団法人ラテンアメリカ協会 会費規程（案）

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人ラテンアメリカ協会（以下「本会」）定款第3章の規程に基づき、本会の年会費に関する必要な事項を定める。

（年会費）

第2条 年会費は次の通りとする。

(1)	法人会員	1口	50,000円以上	(4月～3月の年間)
(2)	個人会員	1口	8,000円以上	(4月～3月の年間)
(3)	在外会員	1口	4,000円以上	(4月～3月の年間)
(4)	国別団体会員	1口	10,000円以上	(4月～3月の年間)

（会費の納入）

第3条 会費の納入は、年1回とし、毎年4月末までに納入しなければならない。

（中途入会の会費および納期）

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は、年額の半額とする。

（返還）

第5条 既納の年会費は、一切返還しない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

第7号議案

平成25年度事業計画（案）

1. 新協会（一般社団法人）体制の整備
 - （1）新法人に求められるガバナンスの徹底
 - （2）事務局の運用活発化
 - （3）会員の勧誘強化による財政基盤の安定化
 - （4）ICT（情報通信）基盤の整備

2. 協会活動の充実化
 - （1）ウェブサイトの内容整理と充実（魅力のあるホームページへ）
 - （2）『ラテンアメリカ時報』の充実（編集・印刷・デザインの一新）
 - （3）講演会・セミナー・シンポジウムの充実による新法人としてのアピール強化
 - （4）ラテンアメリカ関係諸団体との連携強化による関心層の開発
 - （5）ラテンアメリカ・カリブ研究所の運営開始
 - （6）受託調査受注可能性に向けた予備調査

社団法人 ラテン・アメリカ協会

平成25年度正味財産増減（損益）見込

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科 目	25年度見込額	24年度実績額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 法人会費収入	6,365,000	5,495,000	870,000
② 個人会費収入	1,524,000	1,416,000	108,000
③ 事業収入	250,000	294,850	△ 44,850
④ 受託調査・セミナー収入	450,000	426,000	24,000
③ 雑収入	400	42,337	△ 41,937
受 取 利 息	400	337	63
雑 収 入	0	42,000	△ 42,000
経常収益計	8,589,400	7,674,187	915,213
(2) 経常費用			
① 事業費	3,322,371	2,621,666	700,705
諸 謝 金	931,260	688,260	243,000
印 刷 費	1,414,623	1,414,623	0
通 信 費	384,488	394,400	△ 9,912
旅 費 ・ 交 通 費	125,000	3,240	121,760
雑 費	362,000	121,143	240,857
減 価 償 却 費	105,000	0	105,000
② 管理費	5,190,905	4,063,680	1,127,225
諸 謝 金	1,640,000	1,318,584	321,416
借 室 光 熱 費	1,946,160	1,795,224	150,936
旅 費 ・ 交 通 費	344,320	206,980	137,340
備 品 費	200,000	149,155	50,845
減 価 償 却 費		0	0
公 租 公 課	70,000	70,000	0
雑 費	990,425	523,737	466,688
経常費用計	8,513,276	6,685,346	1,827,930
当期経常増減額	76,124	988,841	△ 912,717
当期一般正味財産増減額	76,124	988,841	△ 912,717
一般正味財産期首残高	1,208,425	219,584	988,841
一般正味財産期末残高	1,284,549	1,208,425	76,124
II 正味財産期末残高	1,284,549	1,208,425	76,124